

「避難勧告等に関するガイドライン（国）」に対する府の考え方について

府ガイドライン（従前）			国ガイドライン		大阪府の考え方
平成19年11月	平成23年10月	平成27年6月	平成29年1月		平成29年6月
3.1 避難の基本方法とマニュアル作成手順	P5～P7				
3.2 風水害の特性	P8～P10		■1.4 立退き避難が必要な災害の事象（洪水等、土砂災害、高潮、津波）	GL② P6	
3.3 警戒すべき区間・箇所の選定	P11～13		■1.1 対象とする災害の特性 ■1.2 避難勧告等の対象とする区域の設定	GL② P1 GL② P1～P3	
3.4 避難を要する区域の特定	P14～P20	●新たな災害の追加 ・高潮災害 ・津波災害	■1.2 避難勧告等の対象とする区域の設定 ■避難勧告等の発令対象区域（洪水等） 3.1.1（土砂災害） 4.1.2（高潮） 5.1.1（津波） 6.1.1	GL② P1～P3 GL② P10～P11 GL② P28～P30 GL② P35～P36 GL② P41～P42	
3.5 避難者数および避難所の設定	P21～P33		■2 避難行動（安全確保行動）の考え方	GL① P12～P15	
3.6 避難勧告等の発令の判断基準の設定	P34～P52	●一時避難情報の追加 家屋の流出等の危険がない場合や浸水深が2m未満の場合、家屋や近くの強固な建物の2階以上への避難行動をとることとした。 ・避難準備 ・一時避難情報 ・避難勧告 ・避難指示	■1.4表1 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動 ・避難準備→避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告→避難勧告 ・避難指示→避難指示（緊急） ■発令の判断基準 （洪水等） 3.2 3.3（土砂災害） 4.2 4.3（高潮） 5.2 5.3（津波） 6.2	GL② P7 GL② P11～P26 GL② P30～P34 GL② P36～P40 GL② P43～P44	■大阪府地域防災計画（H29.3）のとおりとする。【別紙1-1】 ■一時避難情報を廃止する。【別紙1-1】 国GLにおいて、「屋内安全確保」や「近隣の安全な場所」への避難の考え方が、「避難勧告」や「避難指示（緊急）」に取り入れられたため、廃止する。 ■国GLをベースとし、大阪府域の特性を盛り込んだ判断基準とする。【別紙1-2】
3.7 避難勧告等の発令	P53～P54		■8 市町村の体制と災害時対応の流れ	GL② P46～P50	
3.10.1 市町村の防災体制	P66～P67				
3.8 避難勧告等の伝達	P54～P63		■3.3 避難勧告等の伝達 ■3.4 居住者・施設管理者に自らの判断による避難を促す防災気象情報等の提供 ■4 避難勧告の伝達手段と方法	GL① P19～P23 GL① P23～P27 GL① P28～P31	
3.9 避難勧告等の解除	P64～P65		■避難勧告等の解除の考え方 （洪水等） 3.3(4) （土砂災害） 4.3.d （高潮） 5.3 （津波） 6.3	GL② P24～P25 GL② P34 GL② P40 GL② P44	
3.10.2 平時からの防災教育	P67～P69		■3 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方 3.1 平時からの情報提供 3.2 災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達 ■8 市町村の体制と災害時対応の流れ 8.1.(3) 訓練及び研修を通じた改善	GL① P16～P19 GL② P47	

「避難勧告等に関するガイドライン（国）」に対する府の考え方について

別紙 1

新たに追加された項目と府の考え方

府ガイドライン（従前）			国ガイドライン		大阪府の考え方
平成19年11月	平成23年10月	平成27年6月	平成29年1月		平成29年6月
—			■1 市町村の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則 1.2 居住者・施設管理者等の避難行動	G L ① P7～P11	
—			■5 要配慮者等の避難の実効性の確保 5.1 要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保 5.2 在宅の要配慮者の避難 5.3 要配慮者利用施設等や要配慮者への情報の伝達	G L ① P32～P39	
—			■1.5 判断基準の設定に当たっての関係機関の協力と助言 ■7 避難勧告等の発令時における助言	G L ② P8 G L ② P45	